

《問10-1で1 公共交通施設を選んで方にお聞します。》

公共交通施設（鉄道の駅、バス乗り場など）について

【問10-1-3】 高齢者・障害のある方・妊産婦・乳幼児を連れた方などが、公共交通施設（鉄道の駅、バス乗り場など）を利用しやすくするために、どのような整備が必要だと思いますか。次の中から3つまで選んで○をつけてください。

- 1 出入口や通路の段差をなくしたり、幅を広げる
- 2 エレベーターやエスカレーターを整備する
- 3 車いすの方や乳幼児を連れた方など、だれもが使いやすいトイレを整備する
- 4 だれもが利用しやすく、わかりやすい案内標識を整備する
- 5 視覚障害者誘導用（点字）ブロックを整備する
- 6 視覚障害者・色弱者が、混同しやすい色の組み合わせを避け、絵や文字などを併用した案内等を整備する
- 7 券売機や窓口を利用しやすくする
- 8 乗降場（駅のホームなど）と車両との、すき間や段差をなくす
- 9 乗降場（駅のホームなど）と車両の間に、転落・接触防止用のホームドアなどを設置する
- 10 バス乗り場などに、ベンチや屋根を設置する
- 11 バス乗り場などに、車両運行状況の表示装置を設置する
- 12 その他（ ）

《問10-1で1 4 公共交通機関を選んで方にお聞します。》

公共交通機関（電車・バスなどの車両）について

【問10-1-4】 高齢者・障害のある方・妊産婦・乳幼児を連れた方などが、公共交通機関（電車・バスなどの車両）を利用しやすくするために、どのような整備が必要だと思いますか。次の中から3つまで選んで○をつけてください。

- 1 乗降口の階段がなく、車いすなどでも乗り降りしやすい、ノンステップバスを準備する
- 2 車内に、停車駅や停留所などを表示するための電光掲示板などを設置した、車両を整備する
- 3 車いすやベビーカーなどの専用スペースを整備する
- 4 地域の生活拠点などを結び、小型で利用しやすいコミュニケーションバスを整備する
- 5 車いすなどのまま乗り降りができる、リフト付きタクシーを整備する
- 6 視覚障害者・色弱者が、混同しやすい色の組合せを選び、絵や文字などを併用した案内等を整備する
- 7 その他（ ）

11

建築物について

《全員にお聞します。》

【問11】 官公庁施設（都庁舎、区・市役所、税務署など）についてお聞します。あなたは上記の施設を、過去1年くらいの間、利用したことがありますか。

- 1 利用した
- 2 利用していない → 《問12へお進みください。》

《問11で1 利用した方にお聞します。》

【問11-1】 上記の施設は、高齢者や障害のある方・妊産婦や乳幼児を連れた方などが利用する場合、利用しやすいように整備されていると思いますか。
 次の①から⑩までの質問について、それぞれ下の枠内の1～4の中からあてはまるものを1つずつ選び、その数字に○をつけてください。また、それ以外で整備が必要だと思われるものがあれば⑪の〔 〕欄にお答えください。

- | | |
|-------------|---------------|
| 1 整備されている | 3 あまり整備されていない |
| 2 やや整備されている | 4 整備されていない |

※1～4の数字いずれか1つを○で囲んでください。

① 道路から建築物の出入口に至るまでの通路の整備（段差をなくす、幅を広げる）	1	2	3	4
② 建築物の出入口の整備（段差をなくす、幅を広げる、自動ドアを設置するなど）	1	2	3	4
③ 建物内の通路の整備（段差をなくす、幅を広げるなど）	1	2	3	4
④ 階段の整備（手すりを設置する、床に滑り止めをつけるなど）	1	2	3	4
⑤ だれもが利用しやすいエレベーターや、エスカレーターの整備	1	2	3	4
⑥ 車いすの方や乳幼児を連れた方など、だれもが使いやすいトイレの整備	1	2	3	4
⑦ 授乳とおむつ交換ができる場所の整備	1	2	3	4
⑧ わかりやすい案内標識や、視覚障害者誘導用（点字）ブロックの整備	1	2	3	4
⑨ 車いすの方などに配慮した、障害者用の駐車スペースの整備	1	2	3	4
⑩ その他、何かありましたら、ご自由にお書きください。	〔 〕			

12

《全員にお聞きします。》

【問12】 病院や診療所 についてお聞きします。

あなたは上記の施設を、過去1年〜4年の間に、利用したことがありますか。

- 1 利用した
- 2 利用していない → 《問13へお進みください。》

《問12で1 利用した方にお聞きします。》

【問12-1】 上記の施設は、高齢者や障害のある方・妊産婦や乳幼児を連れての方などが利用する場合、利用しやすいように整備されていると思いますか。

次の①から⑩までの質問について、それぞれ下の枠内の1~4の中からあてはまるものを1つずつ選び、その数字に○をつけてください。また、それ以外で整備が必要だと思われるものがあれば⑩の [] 欄にお答えください。

- | | |
|-------------|---------------|
| 1 整備されている | 3 あまり整備されていない |
| 2 やや整備されている | 4 整備されていない |

※1~4の数字いずれか1つを○で囲んでください。

① 道路から建物の出入口に至るまでの通路の整備 (段差をなくす、幅を広げる)	1	2	3	4
② 建物の出入口の整備 (段差をなくす、幅を広げる、自動ドアを設置するなど)	1	2	3	4
③ 建物内の通路の整備 (段差をなくす、幅を広げるなど)	1	2	3	4
④ 階段の整備 (手すりを設置する、床に滑り止めをつけるなど) ※1階のみに所在する施設は除いてお考えください。	1	2	3	4
⑤ だれもが利用しやすいエレベーターや、エスカレーター等の整備 ※1階のみに所在する施設は除いてお考えください。	1	2	3	4
⑥ 車いすの方や乳幼児を連れての方など、だれもが使いやすいトイレの整備	1	2	3	4
⑦ 授乳とおむつ交換ができる場所の整備	1	2	3	4
⑧ わかりやすい案内標示や、視覚障害者誘導用 (点字) フロックの整備	1	2	3	4
⑨ 車いすの方などに配慮した、障害者用の駐車スペースの整備	1	2	3	4
⑩ その他、何かありましたら、ご自由にお書きください。 []				

《全員にお聞きします。》

【問13】 飲食店 (喫茶店や食堂、ファミリーレストランなど) についてお聞きします。

あなたは上記の施設を、過去1年〜4年の間に、利用したことがありますか。

- 1 利用した
- 2 利用していない → 《問14へお進みください。》

《問13で1 利用した方にお聞きします。》

【問13-1】 上記の施設は、高齢者や障害のある方・妊産婦や乳幼児を連れての方などが利用する場合、利用しやすいように整備されていると思いますか。

次の①から⑩までの質問について、それぞれ下の枠内の1~4の中からあてはまるものを1つずつ選び、その数字に○をつけてください。また、それ以外で整備が必要だと思われるものがあれば⑩の [] 欄にお答えください。

- | | |
|-------------|---------------|
| 1 整備されている | 3 あまり整備されていない |
| 2 やや整備されている | 4 整備されていない |

※1~4の数字いずれか1つを○で囲んでください。

① 道路から建物の出入口に至るまでの通路の整備 (段差をなくす、幅を広げる)	1	2	3	4
② 建物の出入口の整備 (段差をなくす、幅を広げる、自動ドアを設置するなど)	1	2	3	4
③ 建物内の通路の整備 (段差をなくす、幅を広げるなど)	1	2	3	4
④ 階段の整備 (手すりを設置する、床に滑り止めをつけるなど) ※1階のみに所在する施設は除いてお考えください。	1	2	3	4
⑤ だれもが利用しやすいエレベーターや、エスカレーター等の整備 ※1階のみに所在する施設は除いてお考えください。	1	2	3	4
⑥ 車いすの方や乳幼児を連れての方など、だれもが使いやすいトイレの整備	1	2	3	4
⑦ わかりやすい案内標示や、視覚障害者誘導用 (点字) フロックの整備	1	2	3	4
⑧ 車いすの方などに配慮した、障害者用の駐車スペースの整備	1	2	3	4
⑨ その他、何かありましたら、ご自由にお書きください。 []				

《全員にお聞きします。》

【問14】 コンビニエンスストアについてお聞きします。

あなたは上記の施設を、過去1年くらいの間は、利用したことがありますか。

- 1 利用した
 - 2 利用していない
- 《問15へお進みください。》

《問14で「1」利用した方にお聞きします。》

【問14-1】

上記の施設は、高齢者や障害のある方・妊産婦や乳幼児を連れた方などが利用する場合、利用しやすいように整備されていると思いますか。
 次の①から⑥までの質問について、それぞれ下の枠内の1～4の中から**あてはまるものを1つずつ選び、その数字に○をつけてください。**また、それ以外で整備が必要だと思われるものがあれば⑦の〔 〕欄にお答えください。

1 整備されている	3 あまり整備されていない
2 やや整備されている	4 整備されていない

※1～4の数字いずれか1つを○で囲んでください。

① 道路から建物の出入口に至るまでの通路の整備（段差をなくす、幅を広げる）	1	2	3	4
② 建物の出入口の整備（段差をなくす、幅を広げる、自動ドアを設置するなど）	1	2	3	4
③ 建物内の通路の整備（段差をなくす、幅を広げるなど）	1	2	3	4
④ 車いすの方や乳幼児を連れた方など、だれもが使いやすいトイレの整備	1	2	3	4
⑤ わかりやすい案内標示や、視覚障害者誘導用（点字）プロッタの整備	1	2	3	4
⑥ 車いすの方などに配慮した、障害者用の駐車スペースの整備	1	2	3	4
⑦ その他、何かありましたら、ご自由にお書きください。	〔 〕			

費用負担について

《全員にお聞きします。》

【問15】

駅、デパート、映画館、病院など不特定多数の人が利用する施設や公共交通機関を、高齢者や障害のある方をはじめ全ての人々が、安全で快適に利用できるように整備するための費用について、次のような考え方があります。あなたの考えに最も近い番号1つに○をつけてください。

- 1 施設の所有者・管理者が、全て自らの責任と負担で整備すべきである
- 2 施設の所有者・管理者が中心となって整備すべきだが、国・地方自治体の負担（補助）も必要である
- 3 施設の所有者・管理者と、国・地方自治体が、半分ずつ負担して整備すべきである
- 4 国・地方自治体を中心となって整備すべきだが、施設の所有者・管理者の負担も必要である
- 5 国・地方自治体が全額負担（補助）すべきである
- 6 わからない

東京都の「福祉のまちづくり」について

《全員にお聞きします。》

【問10】 東京都において、今後「ユニバーサルデザイン」(※1 P18参照)の理念に基づいた福祉のまちづくりを進めていくにあたり、特に重点をおいて取り組む必要があると思われるものは何ですか。次の中から5つまで選んで○をつけてください。

- 1 公共交通施設や公共交通機関の整備 (駅のエレベーター設置、ホームドアの整備、ノンステップバスの整備など)
- 2 建物内の整備 (スーパーや飲食店など、多くの人が利用する建物の出入口を自動ドアにする、通路幅を広げる、段差解消など)
- 3 道路の整備 (車道と歩道の分離、歩道の幅を広げたり段差を少なくする、自転車専用レーンの設置、音響式信号機の設置など)
- 4 公園・河川の整備 (園路等の段差解消、ベンチやトイレ設置など)
- 5 建物、道路、公園、公共交通施設などの連続的、一体的、計画的な整備
- 6 高齢者や障害者にも住みやすい住宅の整備
- 7 高齢者や障害者の社会参加を支える仕組みづくり (点字・音声による刊行物の配布、手話通訳者の配置、ヘルプマーク(※2)の推進、地域の防犯活動など)
- 8 災害時における要配慮者の安全対策 (避難誘導・案内標示の整備、避難場所の確保、食料など必需品の準備)
- 9 わかりやすく利用しやすい情報提供の充実 (案内標示等の設置、音声や携帯端末を利用した情報提供など)
- 10 「福祉のまちづくり」の普及・啓発の充実 (車いす利用者等にも使いやすいトイレ及び駐車スペース等の適正利用、障害者等の理解促進を目的としたパンフレット作成やシンポジウムの実施、福祉のまちづくり功労者の表彰制度など)
- 11 当事者の意見を反映するための仕組みづくり (都民・事業者・行政による情報交換の場の設定など)
- 12 学校におけるユニバーサルデザイン教育等の推進 (だれもが平等で多様性を持つ存在であることを理解する教育)
- 13 地域住民を対象にしたユニバーサルデザインに関するセミナー・ワークショップの推進
- 14 民間事業者による従業員を対象とした接客対応向上等のための研修の実施
- 15 その他 ()

※1 ユニバーサルデザインとは…年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、はじめからできるだけ多くの人が利用可能なように、利用者本位、人間本位の考え方に立ってデザインすることです。その対象はハード(都市施設や製品など)からソフト(教育や文化、サービスなど)に至るまで多岐にわたっています。

◆ユニバーサルデザインの具体的な事例

・床が低く、高齢の人や子供でも乗り降りしやすく、また、スロープをかけるれば車いすの方も容易に利用できるノンステップバス

・点字や音声案内、外国語での表記や色違いに配慮するなど、だれにでもわかりやすい案内サイン

◆東京都におけるユニバーサルデザインの5原則

- ・公平 (誰もが同じように施設や設備を利用できる。)
- ・簡単 (利用者の知識や能力、状況に關係なく容易に施設や設備を利用できる。)
- ・安全 (特別な注意を払わなくても危険なく施設や設備を利用できる。)
- ・機能 (使い勝手良く施設や設備を利用できる。)
- ・快適 (気持ちよく施設や設備を利用できる。)

※2 ヘルプマークとは…援助や配慮を必要としている方々が周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです。

(例) 義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊娠初期の方など



子育てのための居住環境について

《全員にお聞きします。》

【問17】 あなたは、子育てをする上で「住宅の周りの環境」にはどのような点が重要だと思えますか。特に重要だと思われるものを、次の中から3つまで選んで○をつけてください。

- 1 子供の遊び場や公園が近くにある
- 2 周辺の道路が安全である
- 3 静かな環境にあり、治安がよい
- 4 託児所・保育所や幼稚園などが近くにある
- 5 小学校や中学校が近くに
- 6 駅やバス停に近く、通勤に便利である
- 7 小児科の病院・診療所が近くにある
- 8 日用品を購入するスーパーや飲食店が近くにある
- 9 身近に頼れる人がいる
- 10 その他 ()
- 11 特にない
- 12 わからない

《全員にお聞きします。》

【問18】 あなたの住宅の周りの環境は、子育てをする上で適していると思いますか。あてはまる番号1つに○をつけてください。

- 1 適している
- 2 どちらかといえば適している
- 3 どちらかといえば適していない
- 4 適していない
- 5 わからない

19

子育て支援について

《全員にお聞きします。》

【問19】 あなたは、子育て支援にはどのような施策やサービスが有効だと思いますか。特に有効だと思うものを、次の中から3つまで選んで○をつけてください。

- 1 妊娠・出産、乳幼児健診などを支える保健医療体制の整備
- 2 子育て支援に関する情報提供
- 3 子育ての不安や悩みの相談・支援体制の整備
- 4 親同士の助け合い活動や、地域の相互扶助体制の整備
- 5 保育所の数や定員の増、保育サービスの充実
- 6 リフレクシブなどのために利用できる一時預かりサービスの充実
- 7 男性も女性も仕事と子育てが両立しやすい環境の整備
- 8 確かな学力、豊かな人間性及び体力を育成する教育環境の整備
- 9 非行防止など、子供が健全に育つための対策の充実
- 10 乳幼児連れでも活動しやすいまちづくり
- 11 子育て家庭のための住宅施策の推進
- 12 障害のある子供とその家族への支援サービスの充実
- 13 ひとり親家庭の自立支援 (就業機会の確保など)
- 14 その他 ()
- 15 特にない
- 16 わからない

20

児童虐待について

子育てへの不安など、様々なストレスがきっかけになって、子供への虐待が始まる場合があります。虐待は、子供の健全な発育・発達を損ない、心身に大変深刻な影響を及ぼします。次世代を担う子供たちの健やかな育成のため、東京都では、児童虐待の未然防止や早期発見などの取組を強化しています。

《全員にお聞きします。》

【問20】 あなたは、虐待を受けたと思われる児童を発見した人には、区市町村又は児童相談所への通告義務があることを御存じですか。あてはまる番号1つに○をつけてください。

- 1 通告義務があることを、通告先も含め知っている
- 2 通告先は知らないが、通告義務があることは知っている
- 3 知らない

- ◆ 児童虐待防止法は、「虐待を受けたと思われる児童を発見した人は、速やかに区市町村又は児童相談所等へ通告しなければなりません」と義務付けています。(同法第6条第1項による)
- ◆ 虐待かどうかはつきりしない場合も通告義務があります。たとえ虐待ではなかったとしても、連絡をした人の責任が問われることは一切ありません。
- ◆ 連絡をした人に関する個人情報には必ず守られます。
- ◆ 主な通告先
 - 虐待に気づいたり、虐待を疑ったら、区市町村(子供家庭支援センター(※1)など)、東京都の児童相談所(※2)又は児童相談所全国共通ダイヤル(※3)へ通告してください。
- ※1 子供家庭支援センターとは…子供と家庭に関するあらゆる相談(子育ての悩み、育児相談、虐待相談など)に届ける窓口です。
- ※2 児童相談所とは…子供に関する様々な相談に届じ、必要な助言を行う窓口です。また、緊急に保護を必要とする場合などには子供を一時的に預かります。
- ※3 児童相談所全国共通ダイヤルとは…虐待を疑った時に、すぐに児童相談所に通告・相談ができる全国共通の電話番号です。3桁の番号「189」(いちばやく)に電話をすれば、お近くの児童相談所等につながります。

障害者支援について

《全員にお聞きします。》

【問21】 平成28年4月1日に、障害を理由とする差別をなくすための取組を推進するため、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)が施行されました。あなたは、以下の法の内容を知っていますか。下の右枠の回答の中から、あてはまる番号1つに○をつけてください。

項目(法の内容)	回答
① 事業者(注)が、障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として、サービスの提供を拒否することや、サービスの提供にあたって場所や時間帯などを制限すること等(※1)が禁止されている。	1 知っている 2 知らない
② 事業者は、負担が重すぎない範囲で、障害の特性に応じたサービスを提供しよう努めなければならない(※2)。	1 知っている 2 知らない
③ 行政機関等は、障害者差別解消法の趣旨や内容を周知し、障害に関する理解の促進を図るため、住民等への普及・啓発活動に取り組みが必要がある。	1 知っている 2 知らない

(注) 事業者とは、商業その他の事業を行う企業や団体、店舗のことなどで、個人事業者やボランティア活動を指すグループを含みます。

障害者差別解消法が施行されました！

- <障害のある人もない人も共に生きる社会を目指して>
- ◆ 平成28年4月1日に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)が施行されました。
- ◆ この法律では「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めています。
- ※1 「不当な差別的取扱いの禁止」とは？

この法律では、国・都道府県・区市町村などの役所や、会社やお店などの事業者が、障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として、サービスの提供を拒否することや、サービスの提供にあたって場所や時間帯などを制限すること、障害のない人にはつけない条件をつけることなどを禁止しています。
- ※2 「合理的配慮の提供」とは？

障害のある人は、社会の中にあるバリア(障害のある人が利用しにくい施設・設備、制度、慣行など)によって生活しづらい場合があります。この法律では、役所や事業者に対して、障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること(事業者に対しては、対応に努めること)を求めています。

《全員にお聞きします。》

【問22】 障害のある人の就労に向けた企業などの取組として、どのようなことが重要だと思いま
すか。特に重要だと思うことを、次の中から3つまで選んで○をつけてください。

- 1 障害のある人の雇用の促進（※1）
- 2 障害のある人に配慮した建物・事業所等の構造・設備の改善・整備（バリアフリー化な
どを含む）
- 3 職場の上司や同僚の理解
- 4 サポートをする社員などの配置・相談体制の充実
- 5 体験実習の実施、実習生の受け入れの拡充
- 6 職場における訓練や研修の機会の充実
- 7 特性や能力に合わせた人員配置や業務の見直し
- 8 就労継続支援B型事業所等（※2）や特別支援学校、就労支援機関との連携
- 9 その他（)
- 10 特にない
- 11 わからない

※1 「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、民間企業、国、地方公共団体などは一定の割合（例：常用労働者数50人以上規模の民間企業は2.0%）に相当する数以上の身体障害者又は知的障害者を雇用しなければなりません。

※2 一般企業等での就労が困難な障害のある人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行っている事業所等。

23

《全員にお聞きします。》

【問23】 障害のある人となじみあう地域社会で暮らしていくために、行政の施策として、ど
のようなことが重要だと思いますか。特に重要だと思うことを、次の中から3つまで選ん
で○をつけてください。

- 1 障害のある人への理解を深めるための教育及び啓発・広報活動
- 2 ボランティア活動の育成・支援
- 3 障害のある子供の学校教育や相談・支援体制の充実
- 4 就労の機会の確保、職業訓練の充実
- 5 保健医療サービス・リハビリテーションの充実
- 6 年金や手当の充実
- 7 相談員やホームヘルパーなどの在宅サービスの充実
- 8 福祉機器や情報機器の開発・普及
- 9 障害のある人に配慮した公共建築物や公共住宅、交通機関の改善・整備
- 10 点字や手話、字幕放送などによる情報提供の充実
- 11 住宅のバリアフリー化の普及促進
- 12 スポーツや文化活動・交流活動の推進
- 13 グループホーム（※）など居住の場の整備、入居支援
- 14 災害時の救出・救護体制の整備
- 15 その他（)
- 16 特にない
- 17 わからない

※ グループホームとは…知的・精神障害等のある人が共同生活を行う住居で、地域で自立した日常生活を営むための援助、相談支援、日中活動の利用支援などを行っています。

24

地域福祉について

《全員にお聞きします。》

【問24】 あなたは、現在お住まいの地域に、困ったときに相談したり、頼ったりできる人はいま
すか。あてはまる番号の全てに○をつけてください。(同居している家族などの世帯員を
除く。)

- 1 近隣住民
- 2 親族
- 3 友人、知人
- 4 保育所・幼稚園・学校の先生
- 5 子供の保育所・幼稚園・学校の保護者
- 6 ホームヘルパーなど民間サービス事業者
- 7 かかりつけ医師
- 8 民生委員・児童委員 (※1)
- 9 区・市役所などの職員
- 10 社会福祉協議会の職員 (※2)
- 11 NPO・ボランティアの人 (※3)
- 12 その他 ()
- 13 相談したり、頼ったりできる相手がいらない

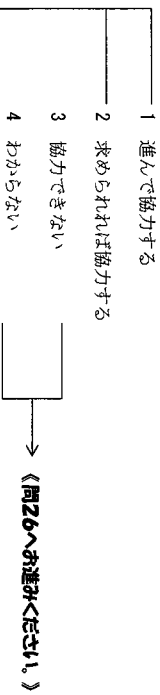
※1 民生委員・児童委員とは…厚生労働大臣から委嘱を受け、地域の社会福祉の向上のため
に活動する無報酬の公務員(都道府県の非常勤・特別職)で、地域で援助を必要とする人
の相談に応じ、関係機関への橋渡しをしています。

※2 社会福祉協議会とは…地域福祉を推進することを目的に、社会福祉法に基づき設置さ
れている非営利の民間団体で、都道府県、市区町村において、各種の福祉サービスや相
談活動、ボランティアや市民活動の支援など様々な活動を行っています。

※3 NPO (Nonprofit Organization) とは…様々な分野(福祉、教育・文化、まちづく
り、環境、国際協力など)の社会貢献活動を行う、民間の非営利組織です。

《全員にお聞きします。》

【問25】 あなたは、お住まいの地域で災害が発生した場合に、ひとりでは避難することが困難な方
(例えば、高齢者や障害者、乳幼児、妊産婦、外国人、病人・ケガ人など)に対して、何
らかの協力ができますか。ご自身や家族の安全はおおむね確保されていると仮定して、あ
てはまる番号 1つ に○をつけてください。



【問25で「1 進んで協力する」又は「2 求められれば協力する」を選んだ方にお聞きします。】
【問25-1】 どのような協力ができるとお考えですか。あてはまる番号の全てに○をつけてください。

- 1 安否の確認
- 2 救出・救助
- 3 避難場所への誘導
- 4 家族や親族・知人への連絡
- 5 災害状況や避難情報などの伝達
- 6 一時的な保護・預かり
- 7 介護や応急手当
- 8 相談相手や話し相手
- 9 その他 ()

《全員にお聞きします。》

【問26】

(1) あなたは、この1年間に以下のような活動をしましたか。以下の活動への参加の有無について、あてはまる番号に○をつけてください。
 (2) また、今後、参加してみたい活動はありますか。以下の活動への参加意向について、あてはまる番号に○をつけてください。

- 1 参加したい
 2 参加したいが様々な理由により参加できない
 3 参加したいと思わない

活動内容	(1) 1年間の活動の有無	(2) 今後の参加意向
趣味・学習・スポーツ活動	1 あり 2 なし	1 1 2 2 3 3
自治会・町内会・老人クラブ・NPO団体などの役員・事務員活動	1 あり 2 なし	1 1 2 2 3 3
地域行事（地域の催し物の運営、祭りの世話役など）を支援する活動	1 あり 2 なし	1 1 2 2 3 3
環境保全 緑地美化、リサイクルなどの活動	1 あり 2 なし	1 1 2 2 3 3
地域の伝統や文化を伝える活動	1 あり 2 なし	1 1 2 2 3 3
防災や災害時の救護・支援する活動	1 あり 2 なし	1 1 2 2 3 3
一人暮らしなど見守りが必要な高齢者を支援する活動	1 あり 2 なし	1 1 2 2 3 3
介護が必要な高齢者を支援する活動	1 あり 2 なし	1 1 2 2 3 3
障害のある人を支援する活動	1 あり 2 なし	1 1 2 2 3 3
青少年の健全な成長・非行防止のための活動	1 あり 2 なし	1 1 2 2 3 3
子育てを支援する活動	1 あり 2 なし	1 1 2 2 3 3
外国人を支援する活動	1 あり 2 なし	1 1 2 2 3 3
その他	()	()

福祉人材対策について

《全員にお聞きします。》

【問27】 福祉・介護の仕事に対し、どのようなイメージをお持ちですか。あなたの考えに最も近い番号1つに○をつけてください。

- 1 資格や専門知識を生かせる仕事である
- 2 ワークライフバランスを保って働くことができる仕事である
- 3 人の役に立っていることが実感できる仕事である
- 4 体力的・精神的にきつく、仕事の内容のわりに給与水準が低い仕事である
- 5 昇進・昇給が難しく、将来に不安がある仕事である
- 6 その他 ()

《全員にお聞きします。》

【問27-1】 問27のイメージをどうして持たれましたか。あてはまる番号の全てに○をつけてください。

- 1 家族の介護をした経験から
- 2 福祉・介護の仕事の経験があるから
- 3 ボランティアをした経験や福祉施設を見学したことがあるから
- 4 人の話から
- 5 テレビ・新聞・雑誌などの情報から
- 6 インターネットのブログやSNS（ツイッター、フェイスブック）などの情報から
- 7 その他 ()

《全員にお聞かせします。》

【問 28】 福祉・介護の仕事にマイナスイメージを持たれる方もいますが、どうすれば、そのようなイメージを改善できると思いますか。あてはまる番号の全てに○をつけてください。

- 1 給与水準の引き上げ、キャリアアップの仕組みの整備など雇用面での処遇改善
- 2 介護ロボットやICT（※）の活用、休暇制度の充実などによる労働環境の改善
- 3 テレビ・雑誌などの媒体を活用したイメージアップに向けた広報
- 4 働きやすい職場づくりに取り組み福祉・介護事業所を認証・表彰する制度の創設
- 5 労働条件や職場環境に関する行政の適切な指導・監督
- 6 その他（ ）

※ ICT=情報通信技術。コンピュータやネットワークに関連する分野における技術・産業・設備・サービスなどの総称。ここで言う「ICTの活用」とは、例えばタブレットによるケア記録の共有やインターカム（職場内で使用する構内電話などの通話システム）による職員間連携等を指す。

東京都の福祉保健行政に関してご意見やご要望がありましたら、お聞かせください。

◆長時間にわたりご協力いただきました。ありがとうございます。
◆この調査の結果は、まとめ次第公表し、東京都の福祉保健施策の重要な基礎資料とします。

調査担当
 東京都 福祉保健局 総務部 総務課
 (福祉保健基礎調査担当)
 電話 03-5321-1111 (代表)
 内線 32-017~019

●東京都告示第千六百九十号

保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三号)第十八条の規定に基づき、東京都准看護師試験を次のとおり実施する。

平成二十八年十月五日

東京都知事 小 池 百合子

一 試験日時

平成二十九年二月十九日(日曜日)

午後一時から午後三時三十分まで(受験者集合 午後零時三十五分)

二 試験場所

東京都社会福祉保健医療研修センター

文京区小日向四丁目一番六号

三 試験科目

人体の仕組みと働き、食生活と栄養、薬物と看護、疾病の成り立ち、感染と予防、看護と倫理、患者の心理、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護及び精神看護

四 受験資格

次の(一)から(七)までのいずれかに該当する者

- (一) 文部科学大臣の指定した学校において二年の看護に関する学科を修めた者(平成二十九年三月十七日(金曜日)正午までに修業証明書又は卒業証明書(以下「卒業等証明書」という。)を提出できる者を含む。)
- (二) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に従い、都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者

(平成二十九年三月十七日(金曜日)正午までに卒業等証明書を提出できる者を含む。)

- (三) 文部科学大臣の指定した学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学(短期大学を除く。)(において看護師になるのに必要な学科を修めて卒業した者(平成二十九年三月十七日(金曜日)正午までに卒業等証明書を提出できる者を含む。))
- (四) 文部科学大臣の指定した学校において三年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者(平成二十九年三月十七日(金曜日)正午までに卒業等証明書を提出できる者を含む。)

(五) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、都道府県知事の指定した看護師養成所を卒業した者(平成二十九年三月十七日(金曜日)正午までに卒業等証明書を提出できる者を含む。)

(六) 外国の看護師学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が前記(三)から(五)までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの

(七) 外国の看護師学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者のうち、前記(六)に該当しない者で、厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が適当と認めたもの

五 出願書類

- (一) 受験願書(保健師助産師看護師法施行細則(昭和二十七年東京都規則第三十二号)別記第十号様式による。)
- (二) 受験資格を証明する書類

ア 前記四の受験資格の(一)から(五)までに該当する者が提出する書類

- (ア) 既修業者又は既卒業者
- 学校長又は養成所長による卒業等証明書
- (イ) 修業見込者又は卒業見込者

修業見込証明書又は卒業見込証明書。ただし、平成二十九年三月十七日(金曜日)正午までに、学校長又は養成所長による卒業等証明書を提出すること。

指定された日までに卒業等証明書の提出がなされないときは、当該受験は無効とする。

なお、卒業等証明書の郵便等による送付は認めない。提出に当たっては、本人が直接持参すること。ただし、東京都内の准看護師学校又は養成所(以下「養成所等」という。)の職員が持参する場合に限り、代理人による提出を認める。代理人は、東京都内の養成所等の職員であることが確認できるもの(職員証等)を持参すること。

イ 前記四の受験資格の(六)又は(七)に該当する者が提出する書類

当該事実を証する書類の写し(原本を提示し、写しを提出すること。)

(三) 受験写真用台紙

台紙には、写真(出願前六箇月以内に、無帽で正面から撮影した縦六センチメートル横四センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記入したもの。)(を貼り付けること。

提出に当たっては、現に在籍し、又は在籍していた

学校又は養成所において写真が受験者本人に相違ない旨の確認を受け、写真に刻印を受けること。

(四) 受験票(裏面に領収証書を貼り付けること。)

(五) 連絡用住所・氏名シール

六 試験手数料 六千九百円

平成二十九年一月十一日(水曜日)までに、納付書により、東京都が指定する金融機関に納入すること。

なお、納入した試験手数料は、返還しない。

七 出願書類の提出期間及び提出時間

平成二十九年一月十日(火曜日)及び同月十一日(水曜日)午前十時から正午まで及び午後一時三十分から午後四時まで

八 出願書類の提出者及び提出方法

出願書類の郵送等による送付は認めない。出願に当たっては、本人が直接持参すること。ただし、東京都内の養成所等の職員が持参する場合に限り、代理人による提出を認める。代理人は、東京都内の養成所等の職員であることが確認できるもの(職員証等)を持参すること。

九 出願書類の提出場所

東京都福祉保健局医療政策部医療人材課(新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第一本庁舎二十三階南側二十三C会議室)

十 合格発表

平成二十九年三月九日(木曜日)午前十時から午後五時までの間、東京都庁第二本庁舎一階南側臨時窓口(合格者の受験番号を掲示して発表するとともに、同日正午から平成二十九年三月末日までの間、東京都福祉保健局医療政策部医療人材課ホームページ(<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/joho/soshiki/isei/jin/index.html>))上に合格者の受験番号を掲載する。なお、合格者には、発表後、合格証書を送付する(合格発表についての問合せには一切応じない。)

十一 試験結果の通知

(一) 通知内容

総点(満点)、個人の総取得点及び科目別取得点

(二) 通知方法

受験者全員に書面で通知する。ただし、受験者が修業見込者又は卒業見込者である場合にあっては、卒業等証明書の提出後に通知する。

十二 その他

視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望するものは、平成二十八年十一月三十日(水曜日)までに問合せ先まで申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講じることがある。

十三 問合せ先

東京都福祉保健局医療政策部医療人材課免許担当
新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第一本庁舎二十三階南側
電話〇三(五三二〇)四四三四

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認

証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年十月五日

東京都知事 小 池 百合子

一 申請のあった年月日

平成二十八年七月十三日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人日本マーチャングイザー協会

三 代表者の氏名

久保田 正道

四 主たる事務所の所在地

東京都中野区中野五丁目五十二番十五号 中野ブロードウェイ三階コマースヤル・スポット内

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象として、マーチャングイザー(企業の商品構成を戦略的にアレンジしたり、効果的な商品計画やよりよい商品開発を企画化するノウハウを持った専門的な実務担当者)の養成と能力の向上のために必要な実務的研究及び教育、並びにマーチャングイザーに関する情報提供を行い、もってわが国における雇用の拡大と経済の発展に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年七月十四日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人日本・中東医学協会

三 代表者の氏名

鈴木 保博

四 主たる事務所の所在地

東京都中央区日本橋小舟町三丁目七番地

五 定款に記載された目的

この法人は、広く日本の市民社会からの協力を得て、中東地域における医療技術向上に関する調査・研究、医療従事者の派遣及び招聘等の支援、普及・啓発事業等を行い、中東地域の人々の医療、医学、保健、福祉全体の向上を図り、健康増進に寄与するとともに、日本及び中東地域の相互理解を深め、国際協力に貢献することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年七月十五日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人日本スヌーカー連盟

三 代表者の氏名

前田 義孝

四 主たる事務所の所在地

東京都新宿区新宿一丁目十一番三号

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象に、キューズスポーツである「スヌーカー競技」に関し、日本における普及事業、競技者の育成事業、国内及び世界各国におけるキューズスポーツ団体との相互協力事業等を行うことにより、

わが国の生涯スポーツの普及および振興に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年七月十五日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人トボス

三 代表者の氏名

比留間 行雄

四 主たる事務所の所在地

東京都足立区梅島二丁目十四番一号

五 定款に記載された目的

この法人は、誰もが安心して暮らせる地域社会を目指して、

① 日増大する一人暮らし高齢者等を見守り、地域から孤立しがちな人びとの孤独死や無縁死の予防を図るとともに、

② 日雇労働者・ホームレス・ホームレスになることを余儀なくされるおそれのある者等がホームレスにならないよう、関係機関や国内外の支援団体と連携しつ自立に向かうように支える。

③ それら事業を通じて参加者一人ひとりが生甲斐を見出し、心身ともに健康で生き生きと活躍する社会の実現を志すにより広く社会公益に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年七月十五日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人日本リアルベーカーリー協会

三 代表者の氏名

橋爪 信義

四 主たる事務所の所在地

東京都江戸川区篠崎町一丁目十九番六号

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民、特にベーカーリー業界に関わる方々に対して、製パン・製菓の知識・技術の向上を目的とした講演会・講習会・セミナーの企画・開催に関する事業、ベーカーリー業界に関わる方々同士の親交を目的とした交流会・イベントの企画・開催に関する事業等を行い、経済活動の活性化と地域福祉の向上を図り、もって広く公益に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

再開発等促進区を定める地区計画の原案について

東京都再開発等促進区を定める地区計画等の案の作成手続に関する条例(平成元年東京都条例第三十六号。以下「条例」という。)第二条の規定により、再開発等促進区を定める地区計画の変更の原案を次のように公告し、縦覧に供する。

なお、条例第四条の規定により、同原案に係る区域内の土地の所有者及び都市計画法施行令(昭和四十四年政令第百五十八号)第十条の四に規定する利害関係を有する者は、縦覧開始の日から起算して三週間を経過する日までに、知事に対して意見書を提出することができる。

平成二十八年十月五日

東京都知事 小池 百合子

一 名称 神宮外苑地区地区計画

二 位置 変更する区域

三 区域 新宿区霞ヶ丘町地内

四 縦覧場所 別図のとおり

五 縦覧期間 東京都都市整備局都市づくり政策部

六 意見書の提出先 都市計画課 (東京都庁第二本庁舎二

十一階北側)並びに港区役所、新宿

区役所及び渋谷区役所

公告の日の翌日から起算して二週間

新宿区西新宿二丁目八番一号

東京都都市整備局都市づくり政策部

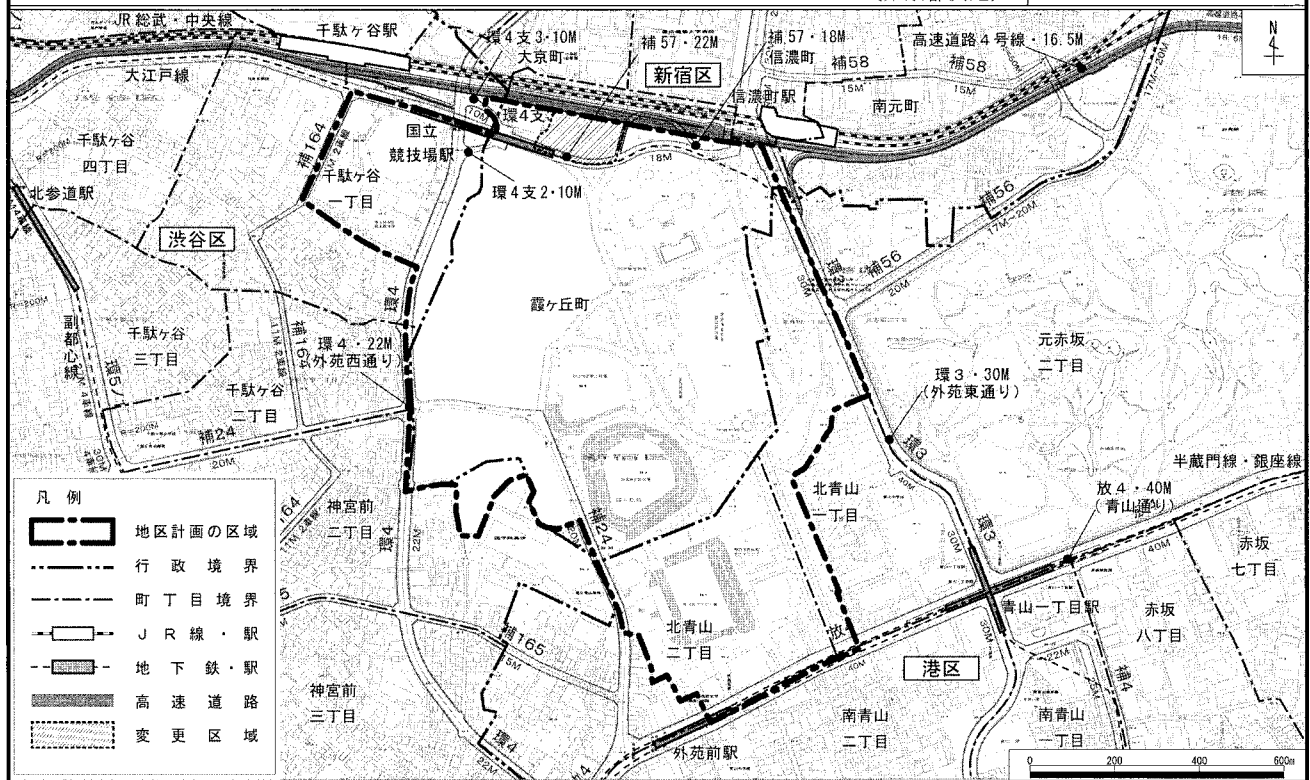
都市計画課

別図

東京都市計画地区計画
神宮外苑地区地区計画

区域図

[東京都決定]



この地図は、国土地理院長の承認(平24脚公第269号)を得て作成した東京都地形図(S=1:2,500)を使用(28都市基交第340号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。
(承認番号)28都市基街第125号、平成28年7月27日

東京都指定排水設備工事事業者の指定について

東京都下水道条例(昭和三十四年東京都条例第八十九号)第七条の規定により、東京都指定排水設備工事事業者を次のように指定したので、東京都指定排水設備工事事業者規程(平成十三年東京都下水道局管理規程第四号)第七条の規定により公告する。

平成二十八年十月五日

東京都下水道局長 石原清次

一 指定した事業者

指定番号	商号又は名称	代表者	事業所所在地
五三六八	有限会社長尾設備	新井洋一	狛江市中和泉四丁目二十二番十三号 多摩川ハイツニ〇二号
五三六九	第一工業	飯塚邦男	世田谷区等々力八丁目四番二十三号

二 指定年月日

平成二十八年九月二十九日

発行所
東京都新宿区西新宿二丁目八番一號(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号 九〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七號
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

